

# 意見書案 (令和8年6月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度廃止を求める意見書(案)	日本共産党	3
2	最高裁判決で違法判決を受けた国の生活保護基準引き下げへの補償は引き下げ前基準との全ての差額を遡及支給し早期全面解決を求める意見書(案)	日本共産党	4
3	有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書(案)	日本共産党	5
4	文部科学省が同志社国際高校の辺野古学習を「教育基本法違反」とした判断は教育への介入であり抗議し撤回を求める意見書(案)	日本共産党	6
5	予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書(案)	日本共産党	7
6	国家情報会議設置法の廃止を求める意見書(案)	日本共産党	8
7	すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書(案)	公明党	9
8	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書(案)	公明党	10
9	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書(案)	公明党	11
10	住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書(案)	公明党	12
11	水俣病被害者の早期救済と認定制度の改善を求める意見書(案)	A G O R A	13
12	奨学金返済の負担軽減策を求める意見書(案)	A G O R A	15
13	第1回核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書(案)	A G O R A	16
14	ブルーカーボン活用の推進を求める意見書(案)	A G O R A	18

15	住宅の断熱性能向上及び断熱改修支援の強化を求める意見書 (案)	A G O R A	20
16	刑事訴訟法の再審規定の実効的な改正を求める意見 (案)	A G O R A	22
17	再審における検察の不服申し立ての禁止等を求める意見書 (案)	区民が主役	24

## 消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度廃止を求める意見書（案）

総務省が5月12日に発表した3月の家計調査では、2人以上世帯の消費支出は物価変動の影響を除き実質で前年同月比2.9%減り、4カ月連続のマイナスとなりました。アメリカとイスラエルのイラン攻撃で、事実上のホルムズ海峡封鎖で物価高への不安が国民生活に大きな影を落としています。

4月の企業倒産は前年同月比7%増の883件と12年ぶりの高水準になりました。従業員10人未満の中小・零細企業の倒産が9割を占めています。人件費、物価高による倒産が52%増え、集計を始めた2022年以来、4月としては過去最多になっています。

原油・ナフサ不足の影響が深刻化するのはいずれからと言われています。物価が高騰し、仕事が止まるなど、多くの国民や中小企業が悲鳴を上げる中、今年2月に行われた衆院選で多くの党が「消費税減税」を公約に掲げました。高市首相は選挙後に「(消費税減税を) やった方がいいと確信している」と発言しています。国民への約束を守り、消費税減税の実現に踏み出すことが求められています。

飲食料品を対象を絞り、2年間のみとする減税案では、物価引き下げ効果は限定的で不十分です。飲食店など消費税の納税額が増える業種も生まれます。特定品目に限定した税率変更は業界間の不公平を生み、分断を広げることにもなりかねません。さらに2年後に8%に戻せば、過去の増税時と同様、日本経済に大きな打撃となります。対象品目を限定するのではなく一律5%に減税し、単一税率になれば、計算しやすくなり、事務負担が軽減されます。値引きの強要や取引排除など小規模事業者やフリーランスを苦しめているインボイス制度も不要となります。

消費税減税の財源は応能負担、生活費非課税という民主的な税制の在り方を含め、議論することこそが国会の責務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、一部の政党しか参加しない「国民会議」ではなく、国会の場で堂々と議論し、消費税率5%への引き下げ、インボイス制度廃止に踏み出すよう、以下求めます。

### 記

- 1 消費税率を5%へ引き下げること
- 2 インボイス制度を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

宛て

## 最高裁判決で違法判決を受けた国の生活保護基準引き下げへの補償は 引き下げ前基準との全ての差額を遡及支給し早期全面解決を求める意見書（案）

最高裁は2025年6月27日、2013年から3回に分けて行われた平均6.5%、最大10%（年間削減額670億円）の生活保護費引き下げについて違法性を認め減額処分を取り消す判決を言い渡しました。この判決は、国の生活保護行政が憲法13条の「個人の尊厳」憲法25条と生活保護法3条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害し続けたことを厳しく断罪した画期的判決です。

ところが、国は判決の言い渡し後も違法と断罪された判断について謝罪せず、生活保護利用者に支払われる「追加給付」は「ゆがみ調整」や「高さ調整」として減額処分への補償額は一部に留まる上、原告と原告以外の生活保護利用者では差がつけられています。生活保護法の無差別平等の原則に反しており到底認められません。

全ての被害の回復と、このような違法行為が二度と繰り返されてはなりません。  
よって文京区議会は、政府及び国会に対し、以下のことを求めます。

### 記

- 1 原告に留まらず生活保護費引き下げの影響を受けた全ての生活保護利用者に対し、国はただちに謝罪し減額分全てを保障すること。
- 2 専門委員会の審議を理由に被害回復を引き延ばすのではなく、ただちに被害回復を行うことや、各地の係争中の訴訟を速やかに終わらせ、被害対策に取り組むべきです。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書(案)

有機フッ素化合物(PFAS)は水や油をはじき、熱に強いいためフライパン、消火剤、半導体の製造、エアコンの冷媒など広範に使われ、自然界でほとんど分解されないため「永遠の化学物質」とも呼ばれています。体内に長く蓄積することから、世界的に大きな環境問題となっており、人への有害影響として、免疫力の低下やコレステロール上昇、乳がんや腎臓がんのリスク増加などが指摘され、欧州連合(EU)では1万種類以上あるといわれるPFAS全体を規制する動きが出ています。

国内でもPFASの高濃度汚染が米軍基地や自衛隊基地、半導体工場周辺の河川や土壌から確認されたものの、排出者の責任が問われず政府が規制しない中、社会問題となり、市民や専門家は5月21日に「PFAS全国連絡会」を結成し、情報共有や発信にむけた努力が続けられ、大阪府摂津市や岡山県吉備中央町では住民が公害調停を申請する動きも出ています。

日本国内の規制は、PFASのうちストックホルム条約(POPs条約)で製造・使用が禁止されているPFOSとPFOA、PFHxS、LC-PFCAだけで対応の遅れが際立っています。

国は、4月から水道水の水質基準項目にPFOSとPFOAを追加しましたが、基準値はPFOSとPFOA合計の濃度で1リットル当たり50ナノグラム(1ナノグラムは10億分の1グラム)です。米国は2024年4月にPFOSとPFOAを1リットル当たり各4ナノグラムと大幅に厳格化し、ドイツでも2028年からはPFOSとPFOAを含む4物質で20ナノグラムとします。日本の基準は欧米に比べてきわめて緩く「何十年も飲み続ける水として安心できる水準なのか」と見直しを求める声が既に上がっています。

国は「科学的知見がまだ十分ではない」と基準値強化に後ろ向きですが、予防原則に立った規制強化が必要です。環境や人への重大な影響が懸念される場合は、科学的な因果関係が完全に証明されていなくても予防的な措置を講じるべきです。国民の安全・安心といのちの水をまもるために早急な対応が求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し下記の措置を講ずるよう強く要望します。

### 記

- 1 飲料水の水質基準を米国水準の規制と同様に設定すること。
- 2 PFASに対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。また健康影響等が懸念される場合は、対策も合わせて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- 3 PFASの汚染原因を調査・究明し、さらに汚染が生じないよう対策を講じること。
- 4 排出者責任と国の責任を明確にして欧米並みの規制と健康調査に国が乗り出すこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 文部科学省が同志社国際高校の辺野古学習を「教育基本法違反」とした判断は教育への介入であり抗議し撤回求める意見書（案）

文部科学省が同志社国際高校の沖縄県名護市の辺野古新基地建設に関する学習について、「政治的活動」を禁じる教育基本法 14 条 2 項に違反すると断じ、是正を図るよう学校側を指導しました。

研修旅行の安全管理上の問題は当然、問われなければなりません。従って、同志社国際高校を所管する京都府が安全管理上の問題点について指摘することはあり得ることでありますが、文部科学省が京都府を飛び越え、教育内容に踏み込み研修旅行の学習内容が教育基本法 14 条 2 項に反するとし学校側を指導したのは、教育内容に対する行政による介入と言わざるを得ません。

文部科学省は辺野古のテント村への訪問や辺野古新基地建設に抗議する船による見学、抗議活動について説明が行われたことが 14 条 2 項違反の根拠としますが、これらを看過すれば政府が進める政策に否定的な意見を持つ人に話を聞くことや、実態を示す場に赴くこと自体が許されないということになりかねず、教育現場の萎縮につながります。

世界に目を転ずれば、子どものときから対話や社会参加を学ぶドイツでは、デモや集会が日常的な「言論区間」となり政治参加が身近なものとなっており、沖縄では地元紙が「沖縄の現状を学ぶために辺野古を訪れ、運動の当事者から話を聞くことが直ちに政治的中立性を欠くとは言い切れない」（琉球新報）、「沖縄戦など総合的に取り組む同校の平和学習を、辺野古の視察をもって教育基本法に反すると決めつけるのは乱暴ではないか」（沖縄タイムス）と報道し、京都新聞も「国が教育内容に踏み入って『偏り』と断じるのは行き過ぎていないか」「安全管理と教育内容に関わる問題は分けて考えるべきではないか」と提起しています。

教育基本法 14 条 2 項が禁じているのは、特定の政党を支持、または反対するための政治教育や政治的活動であり極めて限定される一方、学校で政治教育を行ってはならないという決まりはなく、教育基本法 14 条 1 項は主権者として自主性を実現するための教育がなされ、政治的な批判力を養うこと、それに必要な政治的な知識を教えることを想定しています。これら「政治的教養」は「教育の自由」によって実現されるものであり、今回の現地研修が子どもたちの学びにとってどうだったかは、教育現場で議論されるべきことです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、文部科学省が教育内容に踏み込み、京都府を飛び越え、研修旅行の学習内容が教育基本法 14 条 2 項に反すると断じたことについて抗議し、撤回を求めます。

以上、地方自治法第 99 条により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書(案)

国家・地方公務員等を予備自衛官等として招集しやすくするため、手続きを大幅に緩和する「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」(予備自衛官等兼業特例法案)が5月19日衆議院で可決されました。

この法案の問題点の一つは、これまで厳格に運用されてきた国家公務員法上の制約を兼業の特例という形で緩和することです。予備自衛官等になる際に兼業許可を得れば、それ以降は許可が不要になり、繁忙期や災害対応時の業務に支障がある場合であっても、任命権者が職員の離脱を制限することができなくなる可能性があります。

自治体の現場からは「業務に支障があっても予備自衛官等の業務を優先させることは、人員不足が常態化している現場においては、残された職員の業務量をさらに増加させることにつながります。この間、自治体では、限界まで人員が削減され、職場に余裕がなくなり、公共を支える体制が脆弱になっています。戦争の準備に力を注ぐのではなく、住民のいのちとくらしを守るために、平時からの抜本的な人員体制の拡充こそが優先されるべき」との声や、「予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保という法案の目的に鑑みると、自治体職員に対して予備自衛官補に『志願』することを推奨する組織的圧力になる懸念があります。任命権者や上司による『推奨』は、職務上の上下関係が存在する以上、部下にとっては事実上の『職務命令』に近い強制力を持つ恐れがあります。予備自衛官等への登録の有無が人事評価に悪用される懸念もある。上司の意に従順な公務員づくりは『全体の奉仕者』としての公務を変質させる危険性が極めて高い」との危惧や反対の声が上がっています。

よって文京区議会は、政府に対し、予備自衛官等兼業特例法案は廃案にするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
総務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

宛て

## 国家情報会議設置法の廃止を求める意見書（案）

政府の情報活動を強化する国家情報会議設置法案が5月27日に参議院本会議において賛成多数で可決されました。

新たに設置する国家情報会議の事務局として、内閣情報調査室（内調）を国家情報局への格上げし、官邸の意向に沿って情報機関が国民の個人情報を含め情報を集約することが可能になり、国家情報局が求めれば、各省庁保有の個人情報が目的外に提供され、本人の同意なしに集めた個人情報を同局が集約・分析することが可能になります。その一方、どのような情報を集めていいのか、ならないのかの明確な規定が無く、個人情報、プライバシー保護など憲法に基づく人権を守るための第三者機関の設置や国会の監督・監視といった民主的で複合的な監視システムが担保されていません。

公安警察が市民の個人情報を民間企業に提供した大垣警察市民監視事件で収集情報の抹消を命じた名古屋高裁判決、自衛隊情報保全隊による市民活動の監視・情報収集をプライバシー侵害と認定した仙台高裁判決、公安調査庁が元同庁職員を24時間体制で監視・尾行した人権侵害を違法とした東京高裁判決など、これまで警察や防衛省、公安調査庁による情報収集を違法とし確定した判決はいくつもあります。これらになんの反省もないまま、この法律を運用することは、更なる人権侵害を拡大することにつながります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国家情報会議設置法の廃止を求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法 務 大 臣

外 務 大 臣

財 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（金融）

経済産業大臣

宛て

国土交通大臣

防 衛 大 臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

## すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっています。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしています。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところです。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にあります。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されましたが、現在の取り組みは地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていません。

また、現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じています。

よって、文京区議会は、政府に対し、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求めます。

### 記

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財 務 大 臣

宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

## 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラです。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけています。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化しています。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしていますが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言え難いです。

よって、文京区議会は、政府に対し、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

### 記

- 1 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引き上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、I o T技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 UR賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をNPO法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。
- 5 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財 務 大 臣

宛て

厚生労働大臣

国土交通大臣

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）

我が国では、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取り組みは極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、法的な仕組みとしては位置付けられていません。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられます。

よって、文京区議会は、政府に対し、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（こども政策）

## 住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書（案）

観光立国の推進に伴い、住宅宿泊事業（民泊）は多様な宿泊ニーズへの対応や空き家の有効活用として期待されています。しかし、都市部を中心に民泊施設が急増する中、深夜の騒音、ゴミ出しルールの不徹底、不特定多数の出入りによる防犯上の不安など、地域住民の平穏な生活環境が脅かされる事例が後を絶ちません。

特に、管理者が常駐しない施設におけるトラブル対応の遅れや、いわゆる「ヤミ民泊（無届業者）」による脱法的な運営は、自治体の行政指導能力の限界を超えつつあります。住民の安全・安心を確保し、地域社会と観光が共生するためには、現行制度の運用を抜本的に強化することが不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、下記事項について速やかな措置を講ずるよう強く要望します。

### 記

- 1 住宅宿泊事業者および仲介事業者に対する監督体制の強化を図ること。特に、不適切な運営を行う事業者に対する行政処分を厳格に運用すること。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じ、条例による実施期間の制限や独自の規制をより柔軟かつ効果的に運用できるよう、技術的助言および制度的支援を行うこと。
- 3 事業者に対し、周辺住民への事前説明の義務化や、トラブル発生時の責任者連絡先の明示、さらには対面または ICT を活用した本人確認の徹底を指導すること。
- 4 無届け・違法民泊を根絶するため、警察や保健所との連携強化を図るとともに、民泊仲介サイト等のデジタルプラットフォームに対する監視・削除要請の仕組みを強化すること。
- 5 住環境の保全を最優先に、住宅地における民泊のあり方について、居住者の意向を反映できる仕組みの構築を含めた制度の全体的な検証と必要な法的措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財 務 大 臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

宛て

## 水俣病被害者の早期救済と認定制度の改善を求める意見書（案）

水俣病は、1950年代に熊本県水俣市で発生した公害病であり、工場排水に含まれていたメチル水銀が海に流れ込み、それを食べた魚や貝を通じて人々の体に入り、深刻な健康被害をもたらしたものです。手足のしびれ、視野が狭くなる、歩きにくくなる、言葉が出にくくなるなど、日常生活に大きな支障をきたす症状が多くの人に現れました。水俣病は「日本の公害の原点」とも呼ばれ、長い年月をかけて多くの教訓を残してきました。

しかし、公式確認から70年経った今でも、体の不調に苦しみながら「自分は水俣病ではないか」と感じている人が大勢います。現在、認定を求めている方々の多くは高齢で、80代、90代となった方も少なくありません。手足の痛みやしびれ、歩行の困難、生活の不自由さに悩みながら、長年にわたり認定を待ち続けています。それにもかかわらず、水俣病の認定は思うように進んでいません。

国は、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき救済を行っています。しかし、認定審査において水俣病患者と認定されればチツソと国により補償される一方で、申請してから結果が出るまでに長い時間がかかり、数年単位で待たされる現状があります。また、認定基準が厳しく、症状があっても「基準に当てはまらない」とされ、認められないケースも多くあります。そのため、必要な支援を受けられないまま、不安な生活を続けている人が今も数多く存在します。

高齢化が進む中、時間が経てば経つほど、救済の機会を失ってしまう人が増えることが強く懸念されています。

こうした状況を改善し、一人でも多くの方が安心して生活できるよう、早期の救済が必要です。よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

### 記

#### 1 認定審査の早期化

審査に関わる人員の増員や体制の見直しを行い、申請から認定までの期間を短縮すること。

#### 2 認定基準の見直し

最新の医学的知見や被害の実態を踏まえ、救済が必要な人が取りこぼされないよう、柔軟でわかりやすい認定基準に改善すること。

#### 3 高齢の申請者への配慮

申請者の年齢や健康状態に十分配慮し、できるだけ早く判断を行うこと。

#### 4 患者の生活支援の充実

認定の有無にかかわらず、生活に困難を抱える人への相談体制や医療支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 奨学金返済の負担軽減策を求める意見書（案）

高等教育の無償化が進む一方で、既に貸与型の奨学金を借り受けた多くの若年層が、就職して社会に出た後も返済負担を抱えています。奨学金は、本来、教育の機会均等を保障するための制度であるはずですが、その返済が若年層の経済的困難を招いている現状は深刻です。日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金については、全体として回収率は高い一方で、延滞者の存在や返済負担の重さが依然として課題となっています。

報道によると、JASSOを利用して在籍している学生数は年間約120万～130万人規模であり、現在約435万人が日本学生支援機構の奨学金を返済しています。

大学教員や弁護士らでつくる「奨学金問題対策全国会議」によると、物価高や金利上昇の影響により奨学金返済の負担が増しており、返済を心配するあまり奨学金の利用を避け、アルバイトに明け暮れる学生が増えているとされています。

一例として、4年制大学で月額8万円を借りた場合（利率1%）、貸与総額384万円に対し、返還総額は約426万円となり、月額約1万8,000円を20年間にわたって返済することになります。

こうした長期にわたる返済は、特に非正規雇用者などにとって大きな負担となっており、返済困難に陥るケースも生じています。奨学金返済の負担を軽減し、若年層が経済的自立と社会参画を実現できる環境を整備することが急務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の施策を実施することを強く求めます。

### 記

- 1 有利子奨学金の金利引下げを行うとともに、利子免除制度を拡充すること。
- 2 中小企業が従業員に実施している奨学金返済支援を国が支援し、奨学金返済の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財 務 大 臣

文部科学大臣 宛て

経済産業大臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

## 第1回核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化など、国際社会の分断と対立が深刻化し、核兵器使用への懸念が高まる中、核軍縮・核不拡散に向けた国際的枠組みの重要性はこれまで以上に増しています。

こうした中、2026年5月にニューヨーク国連本部で開催された核拡散防止条約（NPT）再検討会議は、成果文書を採択できないまま閉幕しました。2015年、2022年に続く3回連続の決裂であり、核保有国と非核保有国との対立や、世界的な緊張の深まりが改めて浮き彫りになりました。

NPTは、核不拡散、核軍縮、原子力の平和利用を柱とした国際協調の基盤として重要な役割を担ってきました。しかしながら近年は、核軍縮に向けた具体的前進が停滞しており、核保有国による軍拡競争や核抑止重視の姿勢も続いています。さらに、新戦略兵器削減条約（新START）の失効などを見ても、「核の傘」を前提とした安全保障のみでは、核兵器使用の危険性を根本的に克服できないことを、現在の国際情勢が示しています。

このような状況においては、NPTのみにとどまることなく、核兵器廃絶に向けた新たな対話や国際的努力を進めていくことが求められます。2021年に発効した核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を明確に位置づけ、「核兵器のない世界」を目指す国際社会の意思を具体化したものです。NPTを補完しながら核兵器廃絶に向けた国際的機運を高めており、2026年5月現在、TPNW批准国は74か国に広がっています。81年前に広島・長崎への原子爆弾投下を経験した日本には、こうした国際的議論に主体的に関与していくことが期待されています。

日本政府はこれまで、NPT体制下で、核保有国と非核保有国、さらには異なる立場の国々の「橋渡し役」を果たすとしてきましたが、TPNWにはいまだ署名・批准しておらず、2025年までに3回にわたり開催された締約国会議へのオブザーバー参加も見送っています。こうした現状では、TPNW締約国との十分な対話の機会が確保されているとは言えません。

米国の核抑止の下にある国の中にも、TPNW締約国会議にオブザーバー参加した非核兵器国があることを踏まえれば、厳しい安全保障環境を理由に対話の場から距離を置くのではなく、唯一の戦争被爆国として、原爆被害の実相を世界へ伝える責務を持つ日本こそ、新たな橋を架けるべきときです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、第1回核兵器禁止条約再検討会議へのオブザーバー参加を行い、核兵器廃絶に向けた多面的な外交努力を推進するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
外務大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## ブルーカーボン活用の推進を求める意見書（案）

近年、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出量の削減に加え、吸収源対策の重要性が高まっています。

そのような中、藻場、干潟等の沿岸・海洋生態系が吸収・貯留する炭素である「ブルーカーボン」は、新たなカーボンニュートラルの手法として、世界的に注目されています。

ブルーカーボン生態系は、二酸化炭素の吸収・貯留のみならず、水質浄化、生物多様性の保全、水産資源の回復、環境教育など、多面的な価値を有しており、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現にも資するものです。また、日本は四方を海に囲まれた海洋国家であり、豊かな海洋環境を次世代に継承していくことは、環境政策の観点のみならず、地域振興、漁業振興及び持続可能な社会の実現の観点からも重要です。

我が国においても、環境省、国土交通省、水産庁等が調査研究や制度整備を進めており、「Jブルークレジット」制度によるクレジット認証・取引が行われるなど、実用化に向けた取組が進展しています。さらに、大阪・関西万博を契機とした「大阪湾 MOBA リンク構想」や、藻場造成技術、生分解性素材、海洋モニタリング技術等を活用した産官学民連携による実証事業も進められており、新たな環境・海洋関連産業としての可能性も期待されています。

一方で、近年、気候変動による海洋環境の変化や藻場の減少、水産資源の減少に加え、漁業従事者等の減少や高齢化が進むなど、海を取り巻く環境は大きく変化しており、ブルーカーボン生態系の維持が課題となっています。

加えて、ブルーカーボンクレジットは、認証量や市場規模が限定的であり、藻場等の調査、モニタリング及び認証に係る負担も大きいことから、地方自治体、地域団体及び民間事業者等による継続的な事業化に向けた制度整備や技術的支援は、なお十分とは言えません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、ブルーカーボンのさらなる普及促進及び海洋環境の再生を図るため、下記の事項について積極的に取り組むよう強く求めます。

### 記

- 1 ブルーカーボンクレジットの認証・取引制度の充実、調査・認証に係る負担軽減及び取引市場の活性化に向けた制度整備を進めること。
- 2 藻場・干潟等の保全・再生・創出に向けた調査、モニタリング及び高水温等による藻場減少対策に関する研究開発を推進すること。
- 3 地方自治体、漁業関係者、研究機関、民間事業者等によるブルーカーボン創出及び海洋環境保全の取組に対し、技術的及び財政的支援を充実させること。
- 4 ブルーカーボンの有する生物多様性保全、水質改善、水産資源回復等の多面的価値について、普及啓発及び情報発信を進めるとともに、ブルーカーボン生態系の保全及び再生を担う人材育成を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（海洋政策）

衆議院議長

参議院議長

宛て

## 住宅の断熱性能向上及び断熱改修支援の強化を求める意見書（案）

近年、エネルギー価格の高止まりに加え、物価上昇も続いており、電気料金や燃料価格の負担は、家計や事業活動に大きな影響を与えています。こうした中、住宅の省エネ性能、特に断熱性能の向上は、光熱費負担の軽減に加え、脱炭素の推進、住環境の快適性向上、さらにはヒートショック等の健康リスク低減にもつながる重要な取組となっています。

国においては、2025年4月から新築住宅等への省エネ基準適合義務化を開始するとともに、2030年までにZEH水準の省エネ性能への基準引上げを予定するなど、住宅・建築物分野の脱炭素化を進めており、「住宅省エネキャンペーン」や省エネ性能ラベルの普及等にも取り組んでいます。

しかしながら、日本の既存住宅は、総務省「令和5年住宅・土地統計調査」及び国土交通省による住宅ストックの性能分布推計によれば、既存住宅の約58%が2000年以前に建築された住宅であり、また、断熱等性能等級4に満たない住宅が全体の約8割を占めているとされています。断熱性能が十分でない住宅ストックが多数を占めている状況にあり、住宅の省エネ性能向上は喫緊の課題となっています。

また、世界保健機関（WHO）は、2018年公表の「住宅と健康に関するガイドライン」において、冬季の室内温度を最低18℃以上とすることを勧告しています。室温が18℃を下回ると、血圧上昇やヒートショック、呼吸器・循環器疾患のリスク増加など、健康への悪影響が生じるとされており、特に高齢者や子どもなどへの配慮の必要性が指摘されています。

さらに、国土交通省のスマートウェルネス住宅等推進事業による「住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査」では、全国2,190世帯を対象とした調査において、居間の在室時平均室温がWHOの推奨する18℃以上であった住宅は約4割にとどまり、寝室や脱衣所では約9割の住宅が18℃未満であるなど、冬季室温18℃以上を満たす住宅が十分に普及していない実態が示されています。

こうした中、鳥取県では、高断熱・高气密住宅の性能区分を独自に定めた「NE-ST（ネスト）」制度を創設し、住宅性能に応じた認証や補助制度、地域工務店への技術支援等を一体的に推進しています。断熱性能の向上を、健康、快適性、脱炭素、地域経済活性化につなげる先進的な取組として注目されています。

住宅の断熱性能向上は、健康寿命の延伸や医療費・介護費の抑制にも資するとともに、エネルギー消費量の削減、脱炭素社会の実現、さらには災害時のレジリエンス向上にもつながる重要な社会基盤政策です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、住宅の断熱性能向上及び断熱改修を促進する取組が全国で進むよう、下記の事項について速やかに措置を講ずるよう強く求めます。

### 記

- 1 住宅の断熱性能基準について、国際水準や健康への影響等を踏まえ、段階的な引上げを進めること。
- 2 既存住宅の断熱改修を促進するため、補助制度の拡充及び申請手続の簡素化を図ること。
- 3 高齢者世帯、子育て世帯、低所得世帯等に対する断熱改修支援を強化し、ヒートショック対策を推進すること。
- 4 住宅の断熱性能や省エネ性能について、消費者に分かりやすい表示制度の充実を図ること。

- 5 住宅の断熱性能と健康リスクとの関係について、国民への周知啓発を推進すること。
- 6 鳥取県「NE-ST（ネスト）」のような、高断熱・高气密住宅の認証、補助、技術支援等を一体的に進める先進的な取組が全国各地で展開されるよう、制度整備及び財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環 境 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

宛て

## 刑事訴訟法の再審規定の実効的な改正を求める意見書（案）

再審は、えん罪被害者を救済するための「最後の砦」であり、憲法の保障する基本的人権と適正手続を実質的に担保する極めて重要な制度です。しかし、現在の刑事訴訟法の再審規定は、証拠開示のルールが明文化されていないことや、再審開始決定に対する検察官抗告が手続の長期化を招いていることなど、多くの課題が指摘されてきました。

2024年9月、袴田事件において再審無罪が確定しました。1966年の事件発生から58年を要したこの事件では、2014年に静岡地方裁判所が再審開始を決定し、袴田巖さんは47年7か月ぶりに釈放されたものの、その後も再審開始の可否を巡る審理が続き、再審無罪が確定するまで約9年を要しました。袴田さんは釈放後も長期間にわたり確定死刑囚の立場に置かれ、再審制度の長期化がもたらす深刻な問題が改めて浮き彫りとなりました。また、再審無罪に至る過程では、開示された証拠について弁護団や支援者による検証活動が行われたことが、えん罪の立証に大きな役割を果たしたとされています。

こうした状況を踏まえ、現在、国会では再審制度を見直す刑事訴訟法改正案の審議が進められています。今回の改正案では、再審請求審における証拠開示手続の整備や、再審開始決定に対する検察官抗告の制限などが盛り込まれており、一定の前進と評価できます。

一方で、国会審議等においては、証拠開示の対象が「再審請求の理由に関連する」証拠に限定されることにより、開示範囲が狭くなるのではないかとの懸念が示されています。

また、開示された証拠の「目的外使用」を罰則付きで禁止する規定については、弁護活動、支援者による検証活動、報道、国家賠償請求訴訟等を不当に制約するのではないかとの声が上がっています。

さらに、再審開始決定に対する検察官抗告については、例外的に認める場合を限定する規定が設けられているものの、国会審議において、その要件は裁判所が審査するものではなく、検察官が遵守すべき行為規範であるとの説明がなされています。このため、再審開始決定に対する抗告を実際に抑制し、再審手続の長期化を防ぐことができるのか疑問が呈されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国会で審議中の刑事訴訟法改正案が、国民をえん罪から守り、えん罪被害者の迅速かつ確実な救済に資するものとなるよう、下記事項を実現することを強く求めます。

### 記

- 1 再審請求審における証拠開示について、証拠リストの開示も含め、えん罪被害者救済の観点から実効性ある制度として法令上明確に位置付けること。
- 2 再審開始決定に対する検察官抗告については、例外的に認める場合を限定する規定が実質的に担保されるよう必要な見直しを行うとともに、将来的な全面禁止も含め検討すること。
- 3 開示証拠の「目的外使用」の禁止については、えん罪被害者の立証活動、検証活動、国家賠償請求訴訟等を不当に制限することのないよう、必要な見直しを行うこと。
- 4 再審制度の運用に当たっては、「非常救済手続」であることを踏まえ、無辜の救済を最優先とした制度運用を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
法 務 大 臣  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

宛て

## 再審における検察の不服申し立ての禁止等を求める意見書（案）

現在、国会では、再審制度を見直すため、刑事訴訟法の改正案についての審議が行われていますが、政府案の再審開始決定に対する検察の不服申し立て（抗告）の扱いや開示証拠の範囲について、大きな争点になっています。

2024年に再審無罪判決が確定した袴田事件や、2025年に再審無罪判決が確定した福井女子中学生殺害事件など、証拠開示までに膨大な年月を要し、冤罪被害者への長年にわたる重大な人権侵害を起こした反省に基づき、今こそ、失われた刑事司法の信頼回復につながるよう、最善の法改正を行うべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、冤罪被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から、下記事項を一刻も早く実現できる法改正を行うよう、強く求めます。

### 記

- 1 検察による不服申し立て（抗告）を全面的に禁止にすること。
- 2 再審の請求手続きにおいて裁判所が検察に証拠開示を命じる規定を盛り込むこと。
- 3 開示証拠の目的外使用を禁じる規定を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
法務大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て